

扶養認定に必要な添付書類（「被扶養者現況届」「収入確認書」以外）

全 員 必 要 な 書 類	1)基礎事項 ①住民票・・・被保険者世帯の「世帯全員かつ続柄記載の住民票」1通（提出する日から3ヶ月以内で原本、写し可） ※窓口で申し出ないと記載事項の一部が省略されることがあります。必ず「世帯全員で続柄が記載されたもの」を要求してください。 また、発行された住民票に「この写しは世帯全員（全部）の住民票に相違ない」と記載されていることを確認して下さい。 2)前年収入 ↓注）加入希望時点で16歳未満は不要 ②被扶養者の収入金額を証明する書類を市区町村で取得（提出時に最新の証明書で原本、写し可） ※市区町村ごとに証明書の名称が異なるため、「収入金額が記載されている証明書」を要求してください ※収入が0円の場合も記載必要 ※所得金額ではありません ※申請日時点で最新年度の証明書をご提出ください。 所得証明書や(非)課税証明書は新年度分を6月中旬より交付する市区町村が多いため、年度切替時期はご注意ください ※証明書の名称の年度はその課税年度であり、記載された収入の発生した年はその前年のため異なります 例：令和7年度課税証明書は、前年の令和6年1月～12月の収入を証明しています
	③対象者が子で配偶者が扶養に入っていない場合・・・（配偶者の収入確認書類を提出） 配偶者が勤務している場合・・・配偶者の給与明細書（直近3ヶ月分の写し、休業されている場合は休業直前の4か月分） 直近1年分の賞与明細書（写）および源泉徴収票 被保険者または配偶者が産後休業または育児休業している場合・・・ 「産後・育児休業中の収入申立書（共同扶養）」（組合所定書式）※勤務先事業所の証明必要 配偶者が給付金（健康保険傷病手当金、雇用保険基本手当等）を受給している場合・・・ 受給金額が確認できる書類の写し（「支給決定通知書」「雇用保険受給資格者証」受給中の全期間分） 配偶者に事業収入がある場合・・・直近の「確定申告書」全ページの写し（⑪参照） ④給与収入がある方・・・直近3ヶ月分の給与明細書（写）、直近1年分の賞与明細書（写）※支給年月、事業所名、対象者氏名記載 勤務開始されたばかりで給与明細が3ヶ月分揃わない場合・・・「年間収入見込額証明書」（組合所定書式） 直近3ヶ月分、勤務しない月があり、給与明細が3ヶ月分揃わない場合・・・「給与等支払証明書」（組合所定書式） ※「年間収入見込額証明書」「給与等支払額証明書」は勤務先事業所に証明を依頼してください ⑤退職し、現在無職の方・・・退職日が確認できる書類の写し（退職証明書・源泉徴収票等） 1年以内に退職、または雇用保険受給期間を延長している方・・・「雇用保険受給に関する申立書」（組合所定書式） 雇用保険（失業給付）を受給している場合・・・「雇用保険受給資格者証」（全ページの写し） 健康保険傷病手当金または出産手当金を受給している場合・・・「支給決定通知書」（写し） ⑥学生の場合・・・在学証明書、または有効期限内の学生証（写）注）中学生以下は不要 ⑦被扶養者が被保険者と別居（または別世帯）の方 A. 別居世帯の住民票 世帯全員かつ続柄記載で、3ヶ月以内のもの。原本、写し可 B. 仕送り証明書 直近3ヶ月分必要 その家族の生計維持を確認するため、振込明細書(写)、通帳(写)、現金書留の領収書(写)等のいずれかが必要。現金の手渡し、別家族からの送金、被保険者名義のカード所持は認められない。 被保険者の単身赴任、及び子の通学のための別居については、仕送り証明書は不要。 ⑧障害者認定を受けている場合・・・ 障害者手帳（写）（障害の種類・等級が確認できる部分も必要）または障害年金証書（写） ⑨外国籍の方・・・在留カード（写） ⑩続柄が親で、その親に配偶者がいる場合・・・親夫婦双方の書類（基礎事項、収入の確認） 父母ともに健在でいずれかだけを扶養する場合、もう一方の親も生計維持者と考えられるため、もう一方の親と被保険者またはその他の親族のうち、いずれが生計維持者であるかを確認します ⑪事業収入がある方・・・直近の確定申告書第1表・第2表（写）及び 白色申告は収支内訳書全2ページ（写） 青色申告は青色申告決算書全4ページ（写） <u>上記②の証明書に記載されていない収入があれば、証明するものを添付</u> ⑫年金収入がある方・・・直近の年金額のわかる書類の写し（年金振込通知書・年金額改定通知書・年金証書等） 複数の年金を受給の場合は全ての年金（老齢年金・遺族年金・障害年金・その他各種年金）が対象

※状況に応じて別途書類を追加で提出していただく場合があります。
※扶養認定後、「資格確認調査」にて同じ証明書等をご提出いただくことがあります。ご了承ください。